



令和2年12月28日

【照会先】

健康局健康課

課長補佐 松村 漠志 (内線 2334)

課長補佐 磯崎 淳史 (内線 2346)

係長 伊藤 慎二 (内線 2396)

係員 岸田 亜弓 (内線 2971)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2245

報道関係者 各位

令和元年度「喫煙環境に関する実態調査」の結果を公表します

このたび、令和元年12月末時点の状況を調査（令和2年3月に実施）した「喫煙環境に関する実態調査」の結果を取りまとめましたので、公表します。

本調査は、受動喫煙の防止に関する取組の一環として、平成30年7月に成立した「健康増進法の一部を改正する法律」が全面施行（令和2年4月）される前の状況を調査し、施行後5年の見直しに向け、更なる対策を検討、実施するにあたり、多数の者が利用する施設の喫煙環境の実態を把握することを目的としています。

詳細は、別添の結果概要のとおりです。

事業所母集団データベース（平成30年次フレーム）から作成した母集団名簿に基づき、日本標準産業分類から喫煙環境が類似する産業をまとめた27産業より層化無作為抽出した18,138施設を対象として実施し、有効回答が得られた8,323施設について集計した。

【調査結果のポイント】

○第一種施設の喫煙環境（第1表）

・第一種施設のうち、火をつけて喫煙するたばこ（紙巻きたばこ）について敷地内全面禁煙としている事業所等は、全体の85.9%であり、敷地内全面禁煙にしていなかった回答した13.7%のうち、特定屋外喫煙場所を設置していると回答した割合は74.2%であった。

○一般施設、事業所、飲食店（第二種施設）の火をつけて喫煙するたばこ（紙巻きたばこ）の喫煙環境（第2表）

・一般施設、事業所、飲食店（第二種施設）において、火をつけて喫煙するたばこについて屋内全面禁煙としている事業所等は、全体の64.3%であり、喫煙専用室を設置していると答えたのは10.1%であった。

○一般施設・事業所、飲食店（第二種施設）の加熱式たばこの喫煙環境（第3表）

・一般施設、事業所、飲食店（第二種施設）における加熱式たばこの喫煙環境について、屋内全面禁煙としている事業所等は全体の62.6%であり、加熱式たばこ専用の喫煙及び飲食等も行える部屋（加熱式たばこ専用喫煙室）を設置している割合は1.0%であった。

喫煙環境に関する実態調査結果の概要

厚生労働省健康局健康課

【調査の概要】

1 調査の目的

受動喫煙による健康影響は明らかであり、がん、循環器疾患等を予防する上で、受動喫煙対策を進めることは重要な課題である。受動喫煙対策については、これまで、多数の者が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務を課す健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）により対策を進めてきたところであるが、国民の健康増進を一層図るため、平成 30 年 7 月に健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。）が成立し、令和元年 7 月の一部施行により、学校や病院などの子どもや患者が主たる利用者となる施設が敷地内禁煙となった。また、令和 2 年 4 月の全面施行により、多数の者が利用する施設について原則屋内禁煙となったところである。

今般、改正法の全面施行前の令和元年 12 月末時点の喫煙環境を調査し、施行後 5 年の見直しに向け、更なる対策を検討、実施するにあたり、喫煙環境の実態を把握することを目的とするものである。

2 調査の実施時期

令和 2 年 3 月（令和元年 12 月末時点）

3 調査対象及び回答状況

全国の事業所、企業・法人・団体、地方公共団体より層化無作為抽出した 18,138 事業所等に調査票を郵送し、送付された調査票に記入の上郵送により返送する方法、又は政府統計オンラインで回答する方法のどちらかにより回答を求めた。有効回答率は 45.9%（8,323/18,138）であった。

なお、施設種別別の回収状況については別表を参照のこと。

4 調査項目

各調査対象における喫煙環境の状況について

5 その他

調査の詳細については、「令和元年度喫煙環境に関する実態調査の概要」を参照のこと。

【結果の概要】

(1) 第一種施設の喫煙環境

改正法が一部施行された令和元年12月時点で、第一種施設のうち、火をつけて喫煙するたばこ（紙巻きたばこ）について敷地内全面禁煙としている施設は、全体の85.9%であり、事業所の施設種別で見ると、「幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校」が97.7%と最も高かった（第1表）。

改正法では、第一種施設の場合、敷地内禁煙としているが、この第一種施設の屋外の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所を喫煙場所（以下、「特定屋外喫煙場所」という。）とすることができるとしている。敷地内全面禁煙にしていないと回答した13.7%のうち、特定屋外喫煙場所を設置していると回答した割合は74.2%であった。また、「大学院を除く高等教育機関（大学、短期大学）」については、敷地内全面禁煙にしていないと回答した58.2%のうち、97.4%が特定屋外喫煙場所を設置しており、行政機関においては、敷地内全面禁煙にしていないと回答した41.8%のうち、95.3%が特定屋外喫煙場所を設置していた。

なお、前回は平成30年3月（平成29年12月末時点を調査）に本調査を実施しているが、当時は改正法が成立する前であり、現在の改正法の内容に則した調査票でなかったため、前回調査と今回調査を単純比較することは困難である。

第1表 第一種施設の喫煙環境

（単位：％）

	敷地内全面禁煙状況		
	禁煙にしている	禁煙にしていない （うち、特定屋外喫煙場所を 設置している割合）	不明
全 体	85.9	13.7 (74.2)	0.5
幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	97.7	-	2.3
専修学校、各種学校、職業・教育支援施設	71.1	27.7 (95.7)	1.2
大学院を除く高等教育機関（大学、短期大学）	41.8	58.2 (97.4)	-
病院	87.6	12.4 (100.0)	-
病院以外の医療施設（一般診療所、歯科診療所、助産所、療術施設（あんま、はり、きゅう、柔道整復等）、介護老人保健施設）	87.5	12.5 (56.3)	-
児童福祉施設（保育所等）	91.4	7.3 (83.3)	1.2
行政機関	58.2	41.8 (95.3)	-

(2) 一般施設、事業所、飲食店（第二種施設）の屋内の喫煙環境

一般施設、事業所、飲食店については、令和2年4月の改正法全面施行前の状況であるが、火をつけて喫煙するたばこについて屋内全面禁煙としている事業所等は、全体の64.3%であり、喫煙専用室を設置しているのは10.1%であった（第2表）。

なお、今後、改正法全面施行後（令和2年4月以降）の喫煙環境についても調査する予定としており、その結果が明らかになった際には今回調査の結果と比較し、検討することとしたい。

第2表 一般施設、事業所、飲食店（第二種施設）の屋内における火をつけて喫煙するたばこの喫煙環境
（単位：％）

	屋内の喫煙環境（火をつけて喫煙するたばこ）			
	屋内全面禁煙	喫煙専用室設置	左記以外	不明
全 体	64.3	10.1	23.0	2.6
公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、学校教育支援機関、職業・教育支援施設、その他の教育、学習支援施設（学習塾、教養・技能教室等）	90.6	5.3	2.6	1.5
福祉施設（特別養護老人ホーム、通所・短期入所介護施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、上記以外の老人福祉・介護施設）	71.7	10.3	17.7	0.3
障害者福祉施設	48.9	21.3	11.2	18.5
救護施設、更生施設、宿所提供施設	99.5	-	-	0.5
屋外スポーツ施設（ゴルフ場、テニスコート）、屋内スポーツ施設（ゴルフ練習場、ボウリング場、バッティング、テニス練習場、フィットネスクラブ等）、その他の上記以外の体育、運動施設（体育館、スタジアム等）※市町村等の自治体管理施設を含む	83.2	6.3	10.3	0.2
司法機関（国）	99.5	-	0.3	0.2
都道府県立法機関（議会）、市町村立法機関（議会）	98.6	0.3	0.3	0.8
販売店、小売店等の店舗、百貨店、スーパー、銀行店舗、郵便局	74.5	8.1	16.3	1.1
劇場、映画館、観覧場、展示場、理容室、美容室、公衆浴場（銭湯、入浴施設）	69.4	3.9	22.6	4.1
マージャンクラブ	15.6	11.1	66.7	6.7
パチンコホール	14.5	42.3	43.2	-
ゲームセンター	45.5	30.7	23.9	-
競輪・競馬等の競走場、その他の遊戯場、その他の娯楽施設	55.2	28.8	15.1	0.8
公園、テーマパーク、遊園地	19.3	0.6	80.0	0.1
ホテル、旅館等宿泊施設	38.9	27.9	30.1	3.0
集会場、会議場	69.7	7.3	23.0	-
一般バスターミナル	75.0	25.0	-	-
空港旅客ターミナル	64.8	33.1	1.4	0.7

居酒屋、ビヤホール	29.6	6.1	58.4	5.8
バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	13.3	3.4	79.2	4.1
喫茶店	54.7	6.5	34.1	4.7
上記以外の食堂、レストラン等	66.1	4.3	27.1	2.4
事務所、工場、作業所、倉庫、配送センター等	62.7	12.3	22.3	2.6

また、一般施設、事業所、飲食店における加熱式たばこの喫煙環境について、屋内全面禁煙にしている事業所等は62.6%であり、喫煙専用室で加熱式たばこの喫煙も可としている(喫煙のみ、飲食等は不可)は8.8%、加熱式たばこ専用の喫煙のみを行う部屋の設置(喫煙のみ、飲食等は不可)は0.8%、加熱式たばこ専用の喫煙及び飲食等も行える部屋の設置(加熱式たばこ専用喫煙室)は1.0%であった(第3表)。

第3表 一般施設、事業所、飲食店(第二種施設)の屋内における加熱式たばこの喫煙環境

(単位:%)

	屋内の喫煙環境(加熱式たばこ)					
	屋内全面禁煙	喫煙専用室で加熱式たばこの喫煙も可としている(喫煙のみ、飲食等は不可)	加熱式たばこ専用の喫煙のみを行う部屋の設置(喫煙のみ、飲食等は不可)	加熱式たばこ専用の喫煙及び飲食等も行える部屋の設置(加熱式たばこ専用喫煙室)	左記以外	不明
合計	62.6	8.8	0.8	1.0	23.3	3.5
公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、学校教育支援機関、職業・教育支援施設、その他の教育、学習支援施設(学習塾、教養・技能教室等)	89.9	5.3	-	0.0	3.8	1.0
福祉施設(特別養護老人ホーム、通所・短期入所介護施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、上記以外の老人福祉・介護施設)	73.7	10.0	-	0.8	14.9	0.6
障害者福祉施設	44.3	20.9	-	0.6	9.3	24.9
救護施設、更生施設、宿所提供施設	68.0	-	-	-	31.5	0.5
屋外スポーツ施設(ゴルフ場、テニス場)、屋内スポーツ施設(ゴルフ練習場、ボウリング場、バッティング、テニス練習場、フィットネスクラブ等)、その他の上記以外の体育、運動施設(体育館、スタジアム等)※市町村等の自治体管理施設を含む	83.2	4.7	0.6	1.1	10.0	0.4
司法機関(国)	97.4	-	-	-	2.4	0.2

都道府県立法機関（議会）、市町村立法機関（議会）	97.9	1.2	-	-	0.8	0.0
販売店、小売店等の店舗、百貨店、スーパー、銀行店舗、郵便局	70.5	6.9	1.2	1.5	17.2	2.7
劇場、映画館、観覧場、展示場、理容室、美容室、公衆浴場（銭湯、入浴施設）	67.5	3.2	1.5	0.4	22.3	5.2
マージャンクラブ	15.6	4.4	6.7	-	68.9	4.4
パチンコホール	16.6	39.6	1.4	0.5	42.0	-
ゲームセンター	47.9	39.6	-	-	12.4	-
競輪・競馬等の競走場、その他の遊戯場、その他の娯楽施設	54.0	16.8	0.5	8.5	18.8	1.4
公園、テーマパーク、遊園地	19.1	0.9	-	-	79.8	0.2
ホテル、旅館等宿泊施設	38.9	26.4	1.9	1.1	29.0	2.6
集会場、会議場	74.5	7.3	0.0	0.1	17.8	0.2
一般バスターミナル	75.0	25.0	-	-	-	-
空港旅客ターミナル	64.1	31.6	0.7	-	3.5	-
居酒屋、ビヤホール	28.4	5.1	0.7	1.4	57.5	6.7
バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	11.4	3.3	0.6	1.3	76.1	7.4
喫茶店	53.5	3.0	0.3	2.4	34.6	6.2
上記以外の食堂、レストラン等	64.2	4.2	0.4	1.1	25.8	4.3
事務所、工場、作業所、倉庫、配送センター等	61.7	10.9	0.7	0.8	22.9	3.0

（３）その他の第二種施設の屋内の喫煙環境

商業用不動産（オフィス）の共用部において、火をつけて喫煙するたばこを屋内全面禁煙としている不動産管理事業者は全体の 73.3%、加熱式たばこを屋内全面禁煙としている事業者は全体の 74.4%であった。

また、鉄道、モノレール、ケーブルカー等の車両において、火をつけて喫煙するたばこを屋内全面禁煙としている車両は全体の 94.5%、加熱式たばこについても火をつけて喫煙するたばこと同様の取扱いにしている車両は 92.1%であり、鉄軌道駅において、火をつけて喫煙するたばこについて屋内全面禁煙としている施設は全体の 95.8%、加熱式たばこについて屋内全面禁煙としている施設は全体の 90.5%であった。一方、専用バスターミナル（一般バスターミナルを除く）においては、火をつけて喫煙するたばこについて屋内全面禁煙としている施設は全体の 86.1%、加熱式たばこについて屋内全面禁煙としている施設は全体の 75.0%であった。

一般旅客定期航路事業（フェリー、定時運航の遊覧船等）の船舶において、火をつけて喫煙するたばこについて屋内全面禁煙としている船舶は全体の 75.4%、加熱式たばこについても火をつけて喫煙するたばこと同様の取扱いにしている船舶は 82.8%であり、一般旅客定期航路事業の旅客船ターミナルにおいて、火をつけて喫煙するたばこについて屋内全面禁煙としている施設は全体の 75.0%、加熱式たばこについて屋内全面禁煙としている施設は全体の 68.6%であった。

施設種別別の回収状況

施設種別	調査客体数	有効回答数	有効回答率
幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	138	112	81.2%
大学院を除く高等教育機関(大学、短期大学)、大学院、専修学校、各種学校、職業・教育支援施設	205	158	77.1%
病院、一般診療所、歯科診療所、助産所、療術施設(あんま、はり、きゅう、柔道整復等)、介護老人保健施設)	206	136	66.0%
児童福祉施設(保育所等)	138	86	62.3%
行政機関	206	146	70.9%
公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、学校教育支援機関、職業・教育支援施設、その他の教育、学習支援施設(学習塾、教養・技能教室等)	352	154	43.8%
福祉施設	461	333	72.2%
スポーツ提供施設	612	368	60.1%
司法機関(国)	351	334	95.2%
地方自治体立法機関(議会)	340	334	98.2%
販売店、小売店等の店舗、百貨店、スーパー、銀行店舗、郵便局	615	308	50.1%
劇場、映画館、観覧場、展示場、理容室、美容室、公衆浴場(銭湯、入浴施設)	615	256	41.6%
マージャンクラブ、パチンコホール	636	278	43.7%
競輪・競馬等の競走場、ゲームセンター、その他の遊戯場、その他の娯楽施設	612	230	37.6%
公園、テーマパーク、遊園地	344	243	70.6%
ホテル、旅館等宿泊施設	614	284	46.3%
集会場、会議場	456	369	80.9%
一般バスターミナル	25	22	88.0%
空港旅客ターミナル	95	77	81.1%
事務所、工場、作業所、倉庫、配送センター等	615	327	53.2%
居酒屋、ビヤホール	2,458	798	32.5%
バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	2,458	638	26.0%
喫茶店、上記以外の食堂、レストラン等	3,841	1,648	42.9%
商業用不動産(オフィス)共用部	615	129	21.0%
鉄軌道駅、鉄道車両	321	205	63.9%
専用バスターミナル	311	203	65.3%
旅客船、旅客船ターミナル	498	147	29.5%
合計	18,138	8,323	45.9%